

厚生労働省
令和5年2月2日
07時30分現在

令和5年1月20日からの大雪について（第23報）

1 厚生労働省における対応

(1) 1/20 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- ・各都道府県に対し、大雪の影響による医療施設等の被害情報についてEMIS等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼（1/20、1/23）。
- ・独立行政法人労働者健康安全機構を通じて、所管施設である労災病院等に対し、気象・防災情報に留意しつつ、休日も含めて万全の警戒態勢を敷くよう注意喚起を依頼（1/20）。

(2) EMISの運用状況（1月27日 5時00分時点）

- | | | |
|-------|---------|------------------------|
| 1月20日 | 青森県 | EMIS 警戒モードに切り替え。 |
| 1月20日 | 秋田県 | EMIS 警戒モードに切り替え。 |
| | → 1月23日 | EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除） |
| | → 1月24日 | EMIS 警戒モードに切り替え。 |
| | → 1月26日 | EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除） |
| 1月23日 | 新潟県 | EMIS 警戒モードに切り替え。 |
| 1月24日 | 愛媛県 | EMIS 警戒モードに切り替え。 |
| | → 1月25日 | EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除） |
| 1月24日 | 福井県 | EMIS 警戒モードに切り替え。 |
| | → 1月25日 | EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除） |

(3) 医療施設の被害状況（1月27日 5時00分時点）

新潟県において医療施設の水道管の凍結により1施設に断水が発生したが解消済み。

その他の都道府県においては被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

その他の都道府県においては被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・ 水道事業者等に対して、水道施設の被害等に対する警戒及び二次災害への留意を要請。併せて、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（1/20）。
- ・ Twitter 等厚生労働省の SNS を用いて、水道管の凍結について注意喚起（1/20、1/23、1/24、1/30）。
- ・ 1県1事業者において、給水管等の凍結による破損等により断水中。（群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、三重県、兵庫県、鳥取県、愛媛県、高知県、大分県内の21事業者において最大断水戸約14,242戸。）
- ・ 引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【群馬県】 みどり市	59	0	1/26 ～1/31	・配水管の凍結により断水 (復旧済み)
【新潟県】 佐渡市	184	0	1/27 ～1/28	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【富山県】 氷見市	17	0	1/27 ～1/29	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【石川県】 かほく市	5,400	0	1/26 ～1/30	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【福井県】 七尾市	988	0	1/27 ～1/29	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【滋賀県】 羽咋市	843	0	1/27～ 1/28	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【福井県】 白山市	49	0	1/28	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【福井県】 宝達志水町	220	0	1/26 ～1/30	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)

輪島市	3,413	<u>33</u>	1/26～	・水道管の凍結により断水 ・応急給水実施中
【福井県】 あわら市	382	0	1/28 ～1/29	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【三重県】 いなべ市	572	0	1/27 ～1/29	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
【兵庫県】 丹波市	470	0	1/27 ～1/29	・水道管の凍結により断水 ・応急給水実施中 (計画断水実施中)
【鳥取県】 江府町	25	<u>0</u>	1/30 ～ <u>2/1</u>	・積雪による倒木で停電し、配水 施設への送水ができず断水 ・応急給水実施中 (生活用水として配水中)
【愛媛県】 愛南町	45	0	1/25	・配水管の凍結により断水 (復旧済み)
【高知県】 四万十町	3	0	1/25 ～1/27	・配水管の凍結により断水 (復旧済み)
【大分県】 宇佐市	402	0	1/26 ～1/28	・漏水による配水池水位低下によ り断水 (復旧済み)
大分市	920	0	1/25	・水道管の凍結により断水 (復旧済み)
杵築市	108	0	1/24 ～1/26	・送水ポンプの凍結により断水 (復旧済み)
国東市	約100	0	1/26 ～1/28	・漏水による配水池水位低下によ り断水 (復旧済み)
佐伯市	2	0	1/25	・空気弁の破損により断水 (復旧済み)
由布市	40	0	1/26 ～1/28	・漏水による配水池水位低下によ り断水 (復旧済み)
合計	約14,242	<u>33</u>		

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雪等の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼（1/20）。

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（1/20、1/23）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（1/20、1/23）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（1/20）

また、各都道府県及び日本透析医会に対し、昨年末の大雪時に人工透析のために病院を訪れ、帰宅する途中に積雪で動けなくなったという報道があった旨を周知するとともに万全を期すよう改めて注意喚起を行った。（1/24）

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出（1/25）。

※ 「【事務連絡】令和5年1月24日からの大雪による災害の被災者に係る

「公費負担医療の取扱いについて」（令和5年1月25日付け関係課連名事務連絡）

(4) 避難所におけるマスク着用や手指衛生、換気の徹底、コロナ検査キットの活用、発熱、咳の症状のある人や濃厚接触者の避難といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した。（「令和5年1月24日からの大雪による災害に係る感染症予防対策等について」（令和5年1月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡））（1/25）

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、1/20からの大雪についての注意喚起とともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/20）。
- ・現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 輸血用血液製剤

- ・日本赤十字社等に対し、1/20からの大雪についての注意喚起とともに、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と報告を行うよう依頼（1/20）。
- ・現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物

- ・各都道府県等に対し、1/20からの大雪についての注意喚起とともに、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/20）。
- ・現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/25鳥取県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（1/25）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（1/25）。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（1/25鳥取県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（1/25）。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（1/25鳥取県）。

8 障害児者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/25鳥取県）

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（1/25）

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。

（1/25）

(4) 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。（1/25）

(5) 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。

（1/25）

(6) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（1/25）

9 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること（1/25）
 - ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと（1/25）
 - ・保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等（1/26）
- 各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供（1/25）。
- 各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請（1/25）。
- ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣することで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。（1/25）
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（1/25）

(3) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。（1/25）
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。（1/25）
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合にお

いても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/25）。

※「令和5年1月24日からの大雪による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和5年1月25日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/25）。

○ 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

○ 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和5年1月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（1/25）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○ 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和5年1月24日からの大雪による災害に関する後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和5年1月25日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（1/25）。

○ 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（1/25）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/25）。

※「令和5年1月24日からの大雪に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和5年1月25日付け保険局医療介護連携政策課事務連絡）を送付（1/25）。

11 年金関係

○ 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、市町村に対しても周知（1/25）。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務について（通知）」の再周知について、令和5年1月25日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

- 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（1/25）

12 地方支分部局関係

(1) 管内の状況

- ・ 1/25 滋賀労働局管内の庁舎外施設について臨時閉庁
 - ・ シニアジョブステーション滋賀（ハローワーク大津の庁舎外施設）
 - ・ 滋賀新卒応援ハローワーク（ハローワーク草津の庁舎外施設）
 - ・ 守山市地域職業相談室（ハローワーク草津の庁舎外施設）

13 労働関係

(1) 労働基準関係

- ・ 各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（1/25）。（事務連絡「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和5年1月24日からの大雪による災害）」）
 - ① 労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
 - ② 労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
 - ③ 企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化
- ・ 労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。（1/25）
- ・ （独）労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応（1/26～）

(2) 勤労者生活関係

① 勤労者退職金共済機構

- ・ 被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続の簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（1/25）。
- ・ 被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住

宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（1/25）。

② 労働金庫（ろうきん）

- ・ 通帳等のない場合の預金引き出し、定期性預金の満期日前の支払いについての相談等及び特別融資の実施について、労働金庫のホームページにて周知（中国労働金庫（1/27））。

14 雇用関係

○ 雇用保険関係

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（1/25）。（事務連絡「令和5年1月24日からの大雪による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

15 消費生活協同組合関係

○ 共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。（1/26）

以上